

平成 12 年 12 月 4 日

電気通信審議会電気通信事業部会 御中

イー・アクセス株式会社

「接続ルールの見直しについて」の一次答申案に対する弊社の意見

１．はじめに

最初に、この度の「接続ルールの見直しについて」の一次答申案に対して、意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことに対して感謝いたします。

平成 9 年に接続の基本ルールが策定されたこと、またパブリックコメントなどにより広く意見を徴集したうえで、重要な規則の改正や N T T 接続約款の改正を行うというやり方が定着したことにより、外資系等の地域網への参入や、M D F 接続実現による D S L サービスの立ち上がりなど、電気通信市場で競争促進に大きな成果があったことを評価いたします。

今回の「接続ルール見直しについて」一次答申案に対して、弊社の意見を述べさせていただきます。

２．指定電気通信設備について

a．移動体通信事業者の設備の取扱いについて

答申案では、移動体の電気通信設備を指定電気通信設備としないことと結論付けています。

確かに「他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠である加入者回線を相当規模で有する事業者のネットワーク」という定義からすれば、必ずしもそれに当るとは言いきれない面も確かにあります。

しかしながら、今回指定電気通信設備に指定すべしとの意見を述べた事業者のほとんどが、移動体以外の事業者であったことから、固定地域若しくは海外などのネットワークをもつ事業者と市場支配的な移動体事業者との接続等において、問題が生じている、もしくは、今後生じる恐れがあることを意味していると考えます。

移動体の加入者数がまだ、増加していること、移動体によるデータ通信トラフィックが爆発的に増加していることから、そのプレゼンスは今後ますます増大していくものと思われますので、今回の結論にもかかわらず、引き続き、反競争的な行為が行われないうように監視していただき、また他事業者からの申し立てに対しては迅速に対応いただきますようお願いいたします。

b．移動体通信市場における市場支配力等に着目したルールについて

今回移動体事業者で市場支配力のある事業者を規制する手段として、接続約款を作成し、認可を受けるスキームを提案されていますが、そのスキームについては以下の点に留意いただきたいと思います。

- 接続約款の認可や公表のみによって市場支配力のある事業者の反競争的行為に歯止めがかかるかどうかは疑問。
- 接続料金の算定根拠については情報を開示した上で、指定電気通信事業者の約款認可のように他事業者が意見を申し立てる機会を設けるべき。

3．光ファイバ設備の取扱い

a．光ファイバー設備への長期増分費用の適用について

答申案では光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について、「光ファイバが、今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見こめる状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意して、その適用の是非を判断していくことが望ましい。」とかかれています。まず強く要望したいのは、議論を局間の光ファイバと端末光ファイバと明確に分けていただき、それぞれについてその適用の是非を判断いただきたいということです。

局間光ファイバーについてはNTT地域会社は既に整備を終えていること、DWDMなどの技術進歩により、1対のファイバーで伝送可能な容量は比例級数的に増加していることから、「今後設備投資されていく」という認識でとらえるべき設備でないことは明白であります。加えて、局間ダークファイバの他事業者への提供は、余剰設備の有効活用であり、料金算定においてはその点も十分考慮にいれるべきであると考えます。

現状では長期増分費用モデルに局間の光ファイバ設備の接続料金算定ロジックは組み込まれていないので、早急にモデルに組み込み、適用を行う事を要望いたします。

4．中継伝送路等の取扱いについて

答申案において、DSLモデムやルータのような局内設備については、指定電気通信設備に含めない、とされており、その理由として競争的に供給が受けられ、他事業者も容易に設置できることをあげていますが、NTT地域が設置するDSLモデムのすべてが、競争的に供給が受けられるものとは限らないと考えます。

現に、NTTはISDNと重畳可能なDSLモデムを開発しており、一部のDSL事業者はその内容について打診を受けていますが、このモデムについては全く情報が開示されておらず、他事業者が競争的に調達できる環境となる保証は全くないのが現状です。

従いまして、DSLモデムもしくはルータといった設備であっても、国際標準ではない方式の設備については指定電気通信設備とすべきです。